

第3期
須坂市子ども・子育て支援事業計画
(2025 年度～2029 年度)

— 子どもは宝プロジェクトの推進 —

2025 年 3 月
長野県須坂市

目 次

I 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 教育・保育の提供区域	3
II 須坂市を取り巻く現状と課題	4
1 須坂市の現状	4
2 ニーズ調査からみた現状	9
3 須坂市の子ども・子育て支援における課題	26
III 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	28
3 計画の推進体制と進捗管理	30
IV 施策の体系	31
V 事業計画	32
基本目標1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進	32
基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備	51
基本目標3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援	59
基本目標4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり	70
VI 資料編	別添
1 アンケート集計結果 未就学児	
2 アンケート集計結果 小学校低学年	
3 子育て世帯アンケート調査結果報告書 (2023 年 須坂市子育て就労協議会実施)	

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

須坂市(以下「本市」)は、2003 年に次世代育成支援対策推進法が制定されたことに伴い、2005 年3 月に母子保健計画を含めた「須坂市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭や地域、関係機関等と連携し、子育て支援に関わる施策を推進してまいりました。

その後、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など子ども・子育てに関する様々な課題を解決するため、国は 2012 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、質の高い幼児期の学校教育や保育の提供、保育の量的拡大、地域の子育て支援の充実について総合的に推進を図るため 2015 年度から「子ども・子育て支援新制度」を実施しました。

そこで、本市は「子ども・子育て支援法」の施行にあわせ、2015 年 3 月に須坂市次世代育成支援行動計画の基本的な考え方を継承した「須坂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育て家庭にやさしいまちづくり」を基本理念として、家庭や地域、関係団体、関係機関、企業とも連携する「子どもは宝プロジェクト」を推進してまいりました。さらに、様々な子育て支援に関する施策を推進し、須坂市子ども・子育て支援事業計画を承継した「第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画」を 2020 年3月に策定しました。

この度、「第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画」が 2024 年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第3期須坂市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各関係計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置づけ

本市では、「第3期須坂市子ども・子育て支援事業計画」を、「子ども・子育てに関する総合計画」として、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に加えて、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を継承した計画として、「須坂市子ども・子育て会議」において、委員の意見を聴取して策定します。

さらに、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項の各号及び子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策に関する内容を併せて記載し、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項、また、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の内容を含むものとして策定しました。

なお、本計画は、本市における関連する下記の計画との十分な整合性を図るものです。

- 第六次須坂市総合計画(人口ビジョン・まちひとしごと創生総合戦略を含む)

須坂市立地適正化計画(須坂市都市計画マスタープラン)

第3次須坂市地域福祉計画・第4次須坂市地域福祉活動計画

第7期須坂市障がい福祉計画・第3期須坂市障がい児福祉計画

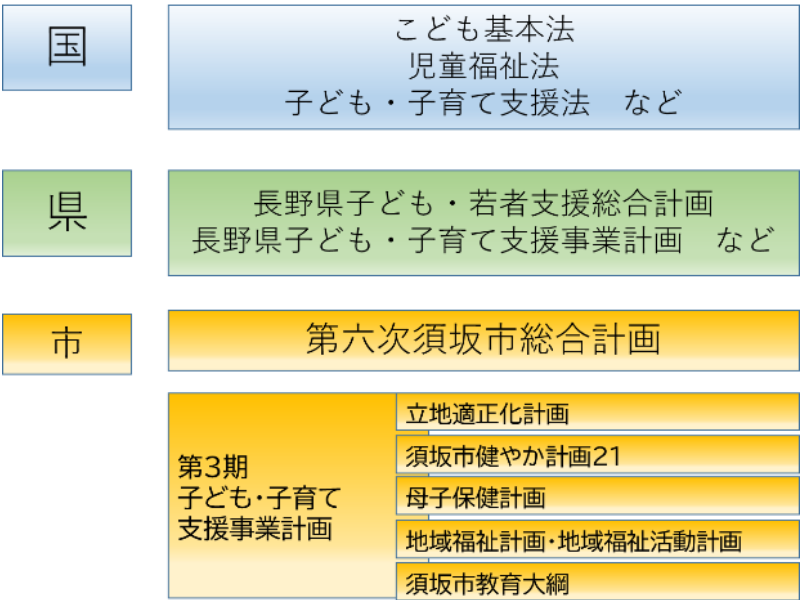
須坂市健やか計画 21(第 3 次須坂市健康づくり計画・第 4 期須坂市食育推進基本計画)

第4期須坂市自殺予防対策計画

第2期須坂市母子保健計画

第6次須坂市男女共同参画基本計画

第2期須坂市教育大綱



3 計画の期間

※ 矢印色 赤:第3期子ども・子育て支援事業計画 オレンジ:現計画(2024 年度) 青:予定する計画

第3期須坂市子ども・子育て支援事業計画は、第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画に続くものとして 2025 年度を初年度とし、2029 年度までの5年間を計画期間とします。また、見直しの必要があると認められる場合は随時対応し、2027 年度においては中間見直しを行います。

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
子ども子育て支援事業計画	第2期					第3期						
基本構想	第6次											
人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略												
基本計画	前期						後期					
障がい福祉計画					第7期		第8期					
障がい児福祉計画					第3期		第4期					
須坂市健やか計画21											2035年度	
母子保健計画	第2期					第3期						2031年度
地域福祉計画		第3次					第4次					
地域福祉活動計画		第4次					第5次					
男女共同参画計画				第6次								
教育大綱		第2次					第3次					

4 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を定めることとしています。

そこで、本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、市全体を1つの区域と定め、子育て支援サービスの提供を進めてまいります。

なお、放課後児童健全育成事業については、地域児童クラブは小学校区毎に設置がされていることから、小学校区(11区)を提供区域と定め、委託児童クラブは全小学校区を提供区域と定めます。